

別表  
不利益処分の基準

No.	違反の内容	処分内容 (日数は事業 停止期間)	該当条項 (法)	適用
1	名義貸禁止違反	登録取消	17条1項	
2	事業貸渡等禁止違反	登録取消	17条2項	
3	事業停止命令違反	登録取消	19条1項1号	
4	不正手段による登録	登録取消	19条1項2号	
5	登録拒否要件に該当(第6条第1項第2号、第4号~第7号)	登録取消	19条1項3号	
6	遊漁船業務主任者の選任義務違反	60日	12条	
7	業務改善命令違反	60日	18条	
8	登録拒否要件に該当(第6条第1項第8号及び第9号)	60日	19条1項3号	
9	報告・立入検査拒否	45日	24条1項	
10	変更の届出義務違反	30日	7条1項	
11	虚偽の届出(変更・業務規程)	30日	7条1項、 11条1項	
12	業務規程の届出・変更義務違反	30日	11条1項	
13	気象情報の収集等義務違反	30日	13条	
14	遊漁船業務主任者による遂行義務違反	30日	12条	
15	利用者名簿の備置義務違反	15日	14条	
16	標識の掲示義務違反	15日	16条1項	
17	採捕制限等周知義務違反	15日	15条	
18	その他利用者の安全・利益・漁場の安定利用を害する事実	業務改善命令	18条	
19	改善命令違反	指定取消	23条	
20	遊漁船業団体の財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認められるとき	改善命令	22条	

併合犯・・・併合犯の場合は、重い方の処分内容に従う。